

笠松町会館会則 (新)

第 1 条

会館は、笠松町内の居住者 (以下単に「居住者」という) 間のコミュニケーション及び、親睦をはかると共に、各種団体の健全なクラブ活動・座談会・研修会等に利用する事を目的とする。

第 2 条

本館は、12名の運営委員により運営する。

町会長 1名

館長 1名

会計 1名

各種クラブ代表者 各1名×9クラブ

以上、12名で構成する。

第 3 条

館長は町会長が任命する。

第 4 条

運営委員の任期は1ヶ年とする。(再選は妨げない)

任期は毎年4月1日より翌年3月31日を以って終わる。

笠松町会館会則 (旧)

第 1 条

会館は、笠松町内の居住者 (以下単に「居住者」という) 間のコミュニケーション及び、親睦をはかると共に、各種団体の健全なクラブ活動・座談会・研修会等に利用する事を目的とする。

第 2 条

本館は、10名の運営委員により運営する。

町会長 1名 (館長を兼務する)

副会長 2名

総務 1名

会計 1名

長生会会長 1名

婦人会会長 1各

育成会会長 1名

子供会会長 1名

民生児童委員 1名

以上10名で構成する

第 3 条

館長は運営委員の中から管理者を任命することができる。

第 4 条

運営委員の任期は1ヶ年とする。(再選は妨げない)

任期は毎年4月1日より翌年3月31日を以って終わる。

第 5 条

町会長は、毎年 1 回定期委員会を開き下記の事項を審議する。

(但し、必要に応じて臨時委員会を召集する場合もある。)

1. 会則及び使用規定の改廃。
2. 各団体の使用予定の調整・意見交換。
3. その他会長が付議した項目。

第 6 条

委員会は町会長が召集し、議事は出席者の過半数の賛成で成立する。

第 7 条

会館の経費は町会計より支出する。

第 8 条

会館は、次の帳簿を備える。

1. 会則及び使用規定
2. 証拠書類
3. その他必要な書類

第 9 条

その他、運営委員の協議により決定する。

第 5 条

委員会は毎年 1 回開き下記の事項を審議する。

(但し、必要に応じて臨時委員会を召集する場合もある。)

1. 会則及び使用規定の改廃。
2. 各団体の使用予定の調整・意見交換。
3. その他会長が付議した項目。

第 6 条

委員会は館長が召集し、議事は出席者の過半数の賛成で成立する。

第 7 条

会館の経費は町会計より支出する。

第 8 条

会館は、次の帳簿を備える。

1. 会則及び使用規定
2. 証拠書類
3. その他必要な書類

第 9 条

その他、運営委員の協議により決定する。